平成２８年（フ）第５４号
岩手県花巻市太田第８地割115番地
破産者　中島　幸枝
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第１４号
福島県伊達市月舘町御代田字深田50番地
破産者　須藤　祐壽
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第４２号
茨城県水戸市双葉台３丁目２番地の２　県営双葉台アパート12棟106号
破産者　若井　光夫
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１５５号
茨城県ひたちなか市新光町23番地　県営ひたちなかアパート４棟５階４号、開始決定時の住所茨城県ひたちなか市大字足崎1287番地77
破産者　進藤　紀子
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２１０号
金沢市八日市出町774番地
破産者　道法　義輝
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１号
長野県岡谷市田中町２丁目７番23号
破産者　小林　清八
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第４８号
長野県茅野市玉川4804番地13
破産者　小松　信夫
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第１５０号
愛知県一宮市萩原町中島2497番地
破産者　魚住　弘一
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第８０号
滋賀県草津市野路９丁目14番１―206号、前住所大阪府高槻市本町３番19―407号
破産者　鍋島　洋人
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８号
京都府舞鶴市字西神崎544番地
破産者　大江　良和
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２８年（フ）第１７８号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目17番３号　阪国ビル、前住所兵庫県西宮市柏堂西町５番17号
破産者　藤川　昌亮
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５５号
兵庫県芦屋市大原町９番１―804号
破産者　松本奈良雄
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３２５号
兵庫県尼崎市若王寺１丁目16番19号、前住所兵庫県尼崎市小中島１丁目24番15―411号
破産者　野田　利郎
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３３８号
兵庫県尼崎市南塚口町４丁目２番１号　コンフォート南塚口ＰＡＲＴⅡ　203号
破産者　嶋崎　順一
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３６５号
兵庫県尼崎市七松町３丁目４番12号　アルファ七松202号、前住所兵庫県西宮市獅子ケ口町10番12―603号
破産者　あかねエフピー事務所（旧タックブレインＦＰオフィス）こと　赤根　拓也
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３７８号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目13番31号　リバーサイド21　102号
破産者　益田　大助
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５７号
広島県三原市宮浦６丁目９番１号
破産者　産本　利明
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第１３３号
高知市介良乙2527番地
破産者　吉中佐千子
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係